

(諮問第107号)

令和6年5月15日付け6渋谷生収第552号で行った公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する個人情報の保護及び情報公開審査会の答申

1 当審査会の結論

生活保護制度における住宅扶助の特別基準の認定に関する文書を不存在を理由として、渋谷区生活保護法施行細則を条例対象外を理由として、それぞれ非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

(1) 令和6年5月2日、本件の審査請求人(以下「請求人」という。)は、渋谷区情報公開条例(以下「条例」という。)5条の規定に基づき、渋谷区長(以下、条例の規定に基づく処分を行った者である場合は「処分庁」といい、それ以外の場合は「区長」という。)に対し、以下の文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

第一 生活保護制度における住宅扶助の特別基準の認定について

東京都福祉保健局の発行している、生活保護運用事例集2017 164ページ、165ページ(問6-55)記載の(3)地域の住宅事情から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合について、「当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に把握して、管内の被保護世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である。」と記載があるが、東京の各実施機関において、具体的に統一的な基準が定められているのであれば、その内容がわかる文書全て。

定められていない場合においては、各実施機関において、住宅扶助の特別基準の適用が認められた事例、認められなかった事例、特別基準の適用可否についての考え方がわかる文書等、全て。

(以下、第一に係る請求を「請求1」という。)

第二 各実施機関で生活保護の申請時に使用する文書全て(相談票、申請書、各申告書、同意書、確認書、居住歴、職歴申立書等、名称問わず全て)

(以下、第二に係る請求を「請求2」という。)

(2) 同年5月15日、処分庁は、本件公開請求に対して、請求1については、請求された文書は実施機関によって作成及び取得されておらず、存在しないため、請求2については、渋谷区生活保護法施行細則は、区HPの例規集より閲覧できるため条例適用外(渋谷区情報公開条例13条2項該当)との理由で、非公開の決定(以下「本件非公開決定」という。)を行った。

(3) 同年5月29日、請求人は、区長に対し、本件非公開決定を取り消すことを求めて審査請求を行った。

(4) 同年7月10日、区長は、請求人に対し、次の内容の弁明書を送付するとともに、反論がある場合は同年8月9日までに反論書を提出するよう通知したが、反論書の提出はなかった。

ア 請求人は、本件非公開決定は、請求1の前段のみについて決定され、後段については言及されていない旨主張するが、請求1の後段についても対象文書は不存在であり、本件非公開決定は、請求1の前段のみではなく、請求1の後段も含めた請求1の全体に対して不存在であるとの理由を付して行ったものである。

イ 請求人は、処分庁は生活保護実施機関であるのだから、日々申請を受けており、申請に対して決定もしているはずであり、文章[ママ]が存在しないということはありえない旨主張するが、住宅扶助の特別基準について法令等による作成が義務付けされていないところ、現に処分庁において特別基準は作成しておらず、同基準を用いた認定もしていないことから文書は存在しないとして本件非公開決定を行ったものである。申請に対する処分を行っているからといって必ずしも本件公開請求に係る文書が存在するとは限らない。

ウ 以上のとおり、処分庁による本件非公開決定は適法かつ妥当であり、何ら違法又は不当な点はない。

(5) 同年8月21日、区長は、条例11条の規定に基づく諮問を行い、同年9月3日、当審査会は、諮問文の伝達を受けた(諮問第107号)。

(6) 同年11月5日、当審査会は、処分庁からの意見聴取を行い、本諮問案件について審査した。

(7) 同日以降、当審査会において本諮問案件について審査が行われた。

3 当審査会の判断

(1) 請求1に対する不存在を理由とする非公開の妥当性について

本件請求1は、平成27年度の住宅扶助基準の改定に伴い発出された「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)(平成27年4月14日社援発0414第8号)第7の4の(1)の才記載の「当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」(以下「地域事情」という。)に対する、「生活保護法による保護の基準」別表3の2に定める上限額の特別基準額の認定に関するものである。地域事情について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成27年4月14日社援保発0414第1号)(以下「課長通知」という。)の間(第7の56)は、「地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」としている。また、東京都福祉保健局は、「生活保護運用事例集」(以下「事例集」という。)において、地域事情について、これが認められる場合を「地域において世帯人員別限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難である場合」に限るとし、その判断においては、「住宅扶助を必要とする被保護者に状況を個々に判断するのではなく、当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に把握して、管内の被保護者世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である」としている。

審査会が実施機関に聴取したところ、平成27年に住宅扶助の基準が現行のものに変更された際に、実施機関内部において、渋谷区においては限度額の範囲内の物件が多く存在するため、地域事情による特別基準の適用を行う必要がないと判断し、適用基準を作成しなかった。このため、基準改定後現在に至るまで、地域事情による特別基準が認められた例はないとのことであった。

審査会が確認したところ、実際に、渋谷区内には、基準額内の物件が少なからず存在していることが確認できた。したがって、上述の課長通知及び事例集における、「限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」、「限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難である場合」という表現に照らせば、渋谷区において地域事情による特別基準の適用を行わないこととし、適用基準を作成しなかった、という実施機関の説明は、不自然なものであるとはいえない。

また、実施機関の説明によれば、渋谷区在住の被保護者が限度額の範囲内の物件に居住することが可能である以上、被保護者間及び被保護者与其他区民との公平性の観点から、渋谷区内において地域事情による特別基準を認める必要性はないと判断しているとのことであった。このような実施機関の説明をも踏まえると、実際に、地域事情による特別基準が認められたこともなく、その判断に係るその余の文書が存在しないという説明も、不自然であるとはいえない。このほかに、地域事情による特別基準の認定例やその余の文書の存在を伺わせる特別な事情も存在しない。

(2) 請求2に対する条例適用外を理由とする非公開の妥当性について

請求2は、各実施機関で生活保護の申請時に使用する文書全てを請求するものである。これに対し、実施機関は請求文書を「渋谷区生活保護法施行細則」（以下「施行細則」という。）と特定し、区HPの例規集より閲覧できるため、条例13条2項により条例適用外であるとした。

条例13条2項は「実施機関が区民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等」について、条例の適用外としている。ここにいう「利用に供することを目的として管理」には、区政情報コーナー等に図書、図画等を備え付け、閲覧機会を提供することが含まれる。施行細則を含む区の条例規則は、区政情報コーナーにおいて閲覧が可能であり、条例の適用外である。

また、審査会が実施機関に聴取したところ、申請時に窓口において使用する書式は全て施行細則に含まれ、記入に際して凡例の提示などは行われていないとのことであった。これらの書類の記入の際には、通常ケースワーカーと相談しながら記入を行うとのことで、記載に当たっての注意事項等は全て口頭でなされているとのことであった。

以上の実施機関の説明に不合理な点はなく、施行細則以外に申請に使用する文書がほかに存在していることを伺わせる特別な事情も存在しない。

以上により、当審査会は、本件の審査請求について表記のとおり結論するものである。

令和7年2月3日

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石川	健治	(会長)
府川	繭子	
松居	智子	
松村	雅生	
向井田	敬之	